

## 長崎県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		9.9E-3	2.9E-1	5.6E+1	55.9
64	エトフェンプロックス	2.0E+1	1.6E+1	1.7E+1	1.3E+1	65.2
117	テブコナゾール				4.7E+0	4.7
139	トラロメトリン			1.7E+0	1.5E+0	3.2
140	フェンプロパトリン			2.3E+0		2.3
153	テトラメトリン	1.7E+2	1.2E+1	2.1E+2		398.0
181	ジクロロベンゼン	3.4E+2	2.5E+2			589.2
225	トリクロロホン		8.3E+0			8.3
248	ダイアジノン		7.7E-1			0.8
251	フェニトロチオン		2.0E+2	2.9E+0		198.4
252	フェンチオン	3.8E+0	7.5E+1	3.8E+0		82.4
256	デカン酸				7.8E-2	0.1
350	ペルメトリン	3.2E+1	5.0E+1	3.4E+1	4.4E+1	159.7
405	ほう素化合物		9.1E-1	2.9E+1	2.2E+0	32.0
427	カルバリル			1.5E+2		153.8
428	フェノプカルブ			9.6E+1	1.3E+2	230.0
457	ジクロロボス	6.8E+1	8.4E+2			912.4
合 計		6.4E+2	1.4E+3	5.5E+2	2.5E+2	2896.5

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等